

# 1 . 都市行財政制度の改善について

- 1 . 地域主権の理念のもと、市町村の意見を十分に反映して、国と地方の役割の抜本の見直しや基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直しを図るなど地方の自主的かつ自立的な行政運営を可能とする、真の地域主権改革を強力に推進すること。  
併せて、地域主権関連三法案の早期成立を図ること。
- 2 . 国と地方の役割分担に応じた地方税源の充実確保を図るため、消費税を含めた基幹税による税源移譲を行い、地域間における税収偏在のない税体系を構築すること。
- 3 . 地方の固有財源である地方交付税について、次の措置を講じること。
  - (1) 地方財政計画の適正化を図ったうえで、財源保障と財源調整の両機能を堅持するとともに、所要総額の安定的確保を図ること。
  - (2) 地方交付税の算定については、都市的財政需要の実態に即した算定方法の見直しを図ること。
  - (3) 地方固有の共有財源であることを明確にするため、地方自治体の自立と連帯を進める「地方共有税」に改めること。
- 4 . 国庫補助負担金の廃止と一括交付金の創設にあたっては、市町村の意見を十分に踏まえ、事業実施に支障が生じないように、現行補助金総額を確保するとともに、地方交付税制度との整合性にも十分留意して制度設計を行うこと。
- 5 . 公立病院特例債において、利払い額の一部についてのみ交付税措置の対象とされているが、元金償還のための一般会計からの繰入金についても対象とすること。
- 6 . 土地開発公社経営健全化計画の着実な推進を図るため、土地開発公社の保有する土地を自治体が買い戻すための地方債制度について、さらなる財政措置を講じること。
- 7 . 市街化調整区域と市街化区域とでは、農地に対する固定資産税額に大きな差があることから、市街化区域農地の課税について軽減策を講じること。
- 8 . 軽自動車税申告書を電子データ化するなど軽自動車税賦課事務の改善を図ること。
- 9 . 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について、国において国民への更なる周知を図ること。
- 10 . 「国と地方の協議の場」を有効に機能させる一環として、各省庁と住民に一番身近な基礎自治体が情報や意見を広く議論・交換し、政策に反映していく場を常設すること。
- 11 . 税務行政の更なる効率化を図るため、個人住民税の扶養親族申告書等国税当局の類似の申告書の国と市町村との共同印刷にかかる経費の支払いについては、地方税電子化協議会の業務とすること。

## 2 . 医療保険制度改革等の推進について

- 1 .医療保険制度については、給付と負担の公平を確保し、安定的で持続可能な制度となるよう、国が保険者となって、すべての国民を対象とする制度への一本化を図ること。

医療保険制度の一本化が図られるまでの間は、国民健康保険制度の財政基盤強化のため、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。
- 2 . 国民健康保険制度の健全な運営を確保するため、次の措置を講じること。
  - (1) 制度改正に伴う電算システムの改修に係る経費等について、十分な財政措置を講じること。
  - (2) 特定健診・保健指導について、実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減額措置を撤廃すること。
  - (3) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施及び保険料(税)の収納率による国の負担金・交付金の減額措置を廃止すること。
  - (4) 資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講じること。
  - (5) 非自発的失業者の保険料及び高額療養費等の自己負担限度額の軽減により発生する差額について財政措置を講じること。
- 3 . 後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、次の措置を講じること。
  - (1) 保険料の上昇を抑制するため、国の責任において十分な財政措置を講じること。
  - (2) 後期高齢者医療制度に代わる新たな医療制度については、持続可能で分かりやすく安定した制度とすること。また、新制度の構築に伴うシステム構築・改修費等に対して十分な財政措置を講じること。
- 4 . 市町村が行う予防接種に対する財政措置の拡充を図るとともに、医学的判断により生後6ヶ月以降1歳に達するまでの期間に行われるBCG接種、定期予防接種が事実上中止されていた期間に定期接種対象外の月齢に達した者に対する日本脳炎の予防接種、乳幼児へのヒブワクチンの予防接種、新型インフルエンザワクチン及び子宮頸がん予防ワクチンの予防接種を定期接種として位置付けること。
- 5 .障害者の自立と社会参加を確実に安定的に支援するため、障害者自立支援制度等について、次の措置を講じること。
  - (1) 障害福祉サービスに要する費用について、事業者による安定的な事業運営やサービス提供が可能となるよう報酬額の水準確保を図ること。
  - (2) 地域生活支援事業の実施などについて、市町村及び利用者の負担増にならないよう十分な財政措置を講じること。
  - (3) 制度改正にあたっては、事業の円滑な推進を図るため市町村と十分協議すること。また、制度改正に伴い必要となる電算システムの改修等に対して十分な財政措置を講じること。

- (4) 身体障害者及び知的障害者に係る有料道路料金の割引制度について、割引対象車両の制限を撤廃するとともに、制度利用に係る手続きを簡素化するよう、有料道路事業者への指導を行うこと。
  - (5) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の軽減措置を講じること。
  - (6) 障害者自立支援制度に代わる新たな障害者制度については、現行の負担軽減策を継続させるとともに、分かりやすく安定した制度とすること。
- 6．寡婦の医療費について、国の責任において軽減策を講じること。
- 7．がん対策の一層の充実を図るため、女性特有のがんをはじめとするがん検診事業とともに、検診医や技師の人材確保・育成、医療機器の整備など検診体制の充実に対しても十分な財政措置を講じること。
- 8．地方が単独で実施している各種医療費助成について、その重要性や必要性に鑑み、国において早期に制度化すること。また、制度化が図られるまでの間、十分な財政措置を講じること。
- 9．年金受給者が安心して生活できるよう、最低保障年金等を含む年金制度の充実を図ること。
- 10．生活保護制度について、老齢加算を再開するとともに、介護保険施設の個室利用や地理的条件の悪い地域の居住者が日常生活上の用に供する自動車の保有（使用）が可能となるよう改善を図ること。また、雇用・労働施策や年金制度など社会保障制度の枠組み全体のあり方を踏まえた生活保護制度の抜本改革を行うこと。

### 3 . 少子高齢化対策等について

1 . 安心して子どもを産み育てることのできる環境整備を図るため、少子化対策事業、子育て支援事業、子どもの安全確保事業の一層の充実を図るとともに、次の項目について特段の措置を講じること。

(1) 子ども手当について、平成 23 年度以降の本格的な制度設計にあたっては、市町村の意見を十分反映し、国が事務費・人件費等を含めた全額を負担するとともに、市町村の事務負担を極力軽減し、市町村が必要な準備を確実に実施できるよう、早期に具体的内容を示すこと。また、制度創設の目的と政策効果をより発揮する観点から、未納・滞納の保育料や給食費等に充当できる制度とすること。

さらに、資格認定については、認定請求のあった日の翌月からではなく、支給要件に該当した日の翌月から認定すること。

(2) 国の責任において、乳幼児医療費の無料化制度を創設すること。

(3) 児童扶養手当について、所得制限限度額の緩和等を行うとともに、一部支給制限措置を見直すこと。また、児童扶養手当と公的年金の併給を可能とし、子育て支援施策の充実を図ること。

(4) 父子家庭を母子及び寡婦福祉貸付金の対象に加えるなど、父子家庭も含めたひとり親家庭に対する福祉施策の充実を図ること。

(5) 妊婦健康診査の公費負担拡充について、恒久的な制度化を図るとともに、一層の財政措置を講じること。

(6) 乳幼児保育の一層の充実を図るため、保育士の配置基準を見直すとともに十分な財政措置を講じること。また、病児・病後児保育事業を安定して継続できるよう財政措置を拡充すること。

(7) 放課後児童健全育成事業について、補助対象や基準額の見直しを行うなどさらなる財政措置を講じること。

(8) 保育サービスの充実など子どもを安心して育てることができる体制整備に引き続き取り組めるよう「安心子ども基金」を存続させること。

(9) 子ども・子育て新システムの平成 25 年度の施行をめざし、幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革等について検討されているが、市町村の裁量権を拡大するなど地域の実情に応じた、利用者本位の保育制度を実現すること。また、子ども手当など現金給付については自治体間で極端な格差が生まれないような制度設計とすること。

(10) 事業所内保育施設設置・運営費等の助成制度を拡充すること。

2 . 小児科、産科や内科、外科などの医師確保について、地域における医師偏在を解消し、地域の実情に応じた柔軟な医療提供体制が構築できるよう、拠点病院から地域へ医師を派遣する仕

組みの構築など必要な対策を緊急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。また、看護師の確保についても、必要な支援策の充実を図ること。

3 .介護保険制度については、国の責任において保険制度として長期的に安定した運営を行う必要があるため、将来にわたって市町村の財政負担が過重とならないような財政措置を講じるとともに介護保険制度の円滑な運営について必要な支援を図ること。また、次の項目について特段の措置を講じること。

- (1) 適切かつ十分な介護サービスを提供するため、地域密着型サービス事業にかかる介護サービス基盤の整備促進に必要な措置を講じること。
- (2) 介護給付費負担金（施設等給付費 20%・居宅給付費 25%）の別枠で調整交付金の財源を確保すること。
- (3) 保険料・利用料などについての低所得者対策について、国の責任において、総合的かつ統一的な対策を講じること。
- (4) 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務について、地域の実情に即して、介護支援専門員への委託限度数や介護報酬の見直しを行うこと。
- (5) 第1号保険料の設定方法について、より公平な保険料設定となるよう現行の世帯概念を用いている賦課方法の見直しを行うこと。
- (6) 地域支援事業にかかる事業費の上限枠を緩和するとともに、第1号被保険者の負担の軽減を図るため、十分な財政措置を講じること。
- (7) 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）及び個室ユニット型老人ホームを利用する低所得者への負担軽減措置を講じること。
- (8) 事業所の不正による介護給付金返還金の収入未済額について、被保険者が負担する仕組みを改め、国・県による救済が可能となる制度を構築すること。

4 .児童虐待防止対策について、虐待の再発を防止する観点から加害者に対する更生プログラムを義務付けるよう法整備を行うとともに、市町村が行う児童家庭相談に対する財政措置の拡充を図ること。

## 4 . 都市基盤の整備促進等について

- 1 . 地域の活性化をはかり、国土の均衡ある発展を目指すとともに、近畿圏における次のプロジェクトの推進に必要な措置を講じること。
  - (1) 高速道路をはじめとする広域幹線道路等の整備にあたっては、地域の実情等を十分に勘案するとともに、必要な財政措置を講じ、早期に完成させること。
  - (2) 関西文化学術研究都市プロジェクトの推進
  - (3) 港湾・海岸の基盤整備促進
  - (4) 公共交通の活性化や利便性の向上を図る新駅設置及び連続立体交差事業の推進に必要な支援措置
  - (5) 地域特有の自然・歴史・文化と河川の特徴が調和した交流拠点の創出など、水辺環境の整備促進
- 2 . 高速道路の無料化にあたっては、その他の交通機関の経営に与える影響を勘案し、損失補てんを行うこと。また、地方における道路整備が着実に推進できるよう道路整備財源を安定的に確保すること。
- 3 . 下水道の普及拡大、整備促進やさらなる機能向上及び公共用水域の水質保全を図るため、次の項目について特段の措置を講じること。
  - (1) 管渠等の整備をはじめ、浸水対策、合流式下水道の改善及び老朽施設の改築・更新について、必要な財政措置を講じること。
  - (2) 流域下水道事業に関連する市町村が合併により単一市町村となった後も、引き続き都道府県が施設管理を行えるよう制度改正を図ること。
  - (3) 水洗化普及率の早期向上や効率的な整備促進のため、浄化槽整備事業に対する財政措置を拡充すること。
- 4 . 安全で安定した水道水の供給を図るため、老朽化した水道施設の更新、施設の耐震化や安全強化及び簡易水道事業の上水道への統合について、十分な財政措置を講じるとともに、水道事業の経営健全化のため、起債の融資条件及び借換制度の条件緩和を図ること。
- 5 . 特定多目的ダムの建設に要する費用の負担について、基本計画の変更により事業費が増額され自治体財政に大きな負担と不安を招いている現状に鑑み、利水者負担限度額の設定や利水者負担額の軽減を図ること。
- 6 . 生活交通を確保するため、コミュニティバス、路線バス、鉄道の連携による交通ネットワークを充実し、今後の交通政策を総合的・安定的に推進できるよう財政措置等の拡充を図ること。
- 7 . 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等の円滑化事業に、引き続き取り組むとともに、次の措置を講じること。
  - (1) 円滑化事業の対象となる特定旅客施設の要件の一つである一日当たりの利用者数に関する

基準を引き下げること。

(2) 高齢者や障害者等の利用実態による要件に該当する特定旅客施設についても、一日当たりの利用者数による要件に該当する特定旅客施設と同様に、円滑化事業を実施する目標時期を設定すること。

8 . 広域行政圏計画策定要綱廃止後においても引き続き、広域行政による振興整備・更新事業に対して十分な支援策を講じること。

9 . 社会資本整備総合交付金について、従来 of 国庫補助金制度と同規模の事業推進が図られるよう十分な財政措置を講じるとともに、効率的かつ適切に事業実施できる仕組みを構築すること。

10 . 関西空港と伊丹空港の経営統合の検討に関しては、両空港が立地する自治体関係者のみではなく、広く利用圏域全体を巻き込んで議論する場を確保し、意見調整を図ること。

## 5 . 防災・災害対策の充実と市民の安全確保について

- 1 . 東南海・南海地震などの大規模地震や各種災害に対応する諸施策を推進するため、一層の財政措置を講じるとともに、次の事項について特段の措置を講じること。
  - (1) 避難施設・防災拠点施設、避難路等の耐震化、防災行政無線のデジタル化など防災上必要な整備に対し財政措置を拡充すること。
  - (2) 災害情報の伝達や避難等に関する警戒避難体制の整備等について財政措置を講じること。
  - (3) 自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。
  - (4) 河川改修事業に対する財政措置の拡充を図るとともに、津波対策の強化を図ること。  
また、老朽化した井堰の早期改築のために必要な措置を講じること。
  - (5) ため池の決壊対策事業や地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の着実な整備促進を図るため、財政措置の拡充を図ること。
  - (6) 東南海・南海地震防災対策推進地域など著しい地震災害が生ずる恐れのある地域について、地震防災対策強化地域の指定を行うこと。
  - (7) 大規模な浸水被害や水難事故をもたらす局地的豪雨に対する総合的な対策について十分な財政措置を講じること。
  - (8) ドクターヘリの適正かつ十分な配置の早期実現等、広域的な防災体制を強化すること。
- 2 . 公立学校施設の耐震化を着実に推進するため、耐震化を目的とする改築事業等について、実態に即した補助単価の見直し、補助率の嵩上げ措置対象施設の基準緩和及び適用期間の延長を図るとともに、十分な財源を確保すること。また、公立学校施設の大規模改修事業及び公立保育所の耐震化に対する財政措置を拡充すること。
- 3 . 援護資金貸付金の償還について、借受人及び保証人がともに破産免責された場合を免除対象に加えるなど、実情に即した償還免除要件の拡大を図るとともに、償還期限の再延長を図るなど、必要な支援措置を講じること。
- 4 . 原子力発電施設の防災対策の充実強化を図り、万全な安全対策を講じること。
- 5 . 健康被害を早期に発見できる健診方法の確立など、アスベスト対策に関する調査研究を一層推進し、健康被害の拡大を防止するとともに、次の項目について早急に措置を講じること。
  - (1) 今後の被害を未然に防止するため、アスベスト対策に係る環境基準を設定すること。
  - (2) 大気中のアスベスト濃度の測定方法について、より正確かつ迅速に測定できる方法を開発すること。
  - (3) トレモライト等新たに確認されたアスベストについて、輸入・流通経路、使用実態等を明らかにすること。



## 6 . 生活環境の整備促進、地域経済の振興などについて

- 1 . 環境保全や自然保護の観点から、琵琶湖の総合的な保全のための行動計画を着実に推進するため、財政措置を拡充するとともに、森林整備の担い手確保・育成のため「緑の雇用担い手対策事業」の一層の推進を図ること。
- 2 . 地域間の情報格差を是正するため、非ブロードバンド地域や地上デジタル放送のテレビ難視聴地域の早期解消に向けた支援施策の充実を図るとともに、地上デジタル放送移行に伴う高齢者・低所得者世帯への支援や廃棄されるアナログ放送対応テレビの処理について、国の責任と負担において適切な措置を講じること。
- 3 . 土地行政の根幹をなす地籍調査事業の推進を図るため、必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、土地所有者の追跡調査が円滑に行えるよう必要な措置を講じること。
- 4 . 法務局及び地方法務局の支局・出張所の適正配置（統廃合）について、地域の実情や特性を考慮し適切に実施すること。
- 5 . 農村地域工業等導入促進法や半島振興法における固定資産税の減免による減収補填措置制度の延長など、企業誘致に対する支援措置の充実強化を図ること。
- 6 . 過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）の活性化を図るため、地域の実情に即した総合的かつ積極的な対策や必要な財政措置を講じること。
- 7 . 外国人労働者問題や多文化共生施策など外国人に関する施策を総合的に推進すること。
- 8 . 山砂利採取跡地の修復整備を促進するため、国が行う事業により発生する良質な建設発生土を確保すること。
- 9 . 住民票や戸籍謄本等の不正請求を防止するため、さらなる罰則強化等を行うとともに、請求時に被請求者の承諾書等の添付を義務付けるなどの措置を講じること。
- 10 . 住民基本台帳ネットワークシステムの維持管理にかかる財政措置の拡充を図ること。また、外国人住民を住民基本台帳法の対象に加える法改正に伴うシステム改修費等に対して十分な財政措置を講じるとともに、十分な準備期間を設け、きめ細かな周知を行うこと。
- 11 . 廃棄物処理施設について、新たな施設整備を伴わない解体撤去についても財政措置を講じること。また、施設の修繕等に対する対象要件を緩和するとともに、十分な財政措置を講じること。
- 12 . 保護司活動が円滑に行われるよう、面接のための事務所等の整備・確保を図ること。
- 13 . 電源立地地域対策交付金について、用途制限を撤廃し、地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とする仕組に改めるとともに、交付期間の延長や財政措置の拡充を図ること。
- 14 . バイオマス利活用の推進・普及を図るため、財政措置を拡充すること。
- 15 . 公契約において、適正な労働条件が確保されるよう、国において早急に公契約法に関する基本の方針等を策定すること。

16. 自殺対策など精神保健分野に対応できる専門職員を確保するために必要な財政措置を講じること。
17. 無接道敷地を救済するため、地域の実情を勘案し、建築基準法が定めた基準時を見直すとともに、特定行政庁が現在まで認めてきた道路を新たに建築基準法上の道路として位置付けるなど必要な措置を講じること。
18. 全額国費負担が当然である国政選挙について、地方の負担発生が予想される一般会計の執行経費基準の減額改正案については、これを見直し、地域の実施体制等の実情を反映したものとすること。
19. 雇用情勢の悪化が長引く中、地域の雇用を守り地域の産業振興を支える拠点として、地域職業訓練センターを存続させ、国の責任において管理・運営を行うとともに、地域の中小企業従業員的能力向上と求職者の能力開発のため、さらなる機能向上と十分な財政措置を講じること。
20. 有害鳥獣による農作物被害対策に有効な防護柵の設置に対する財政措置の拡充を図ること。
21. 農業生産活動の持続と農村環境等の保全のため、農業水利施設の計画的改修に必要な財政措置を講じること。